

議案第二十三号

職員の育児休業等に関する条例の設定について

次のとおり職員の育児休業等に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成四年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成四年参月貳拾参日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

職員の育児休業等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第七条、第九条第一項及び第二項並びに附則第五条第二項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（育児休業をすることができない職員）

第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 非常勤職員
- 二 臨時的に任用される職員
- 三 育児休業の承認を請求する日から起算して一年以内に任期が満了する職員及び職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三朝町条例第十三号）第二条の規定により退職することとなる職員
- 四 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員
- 五 育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- 六 前号に掲げる職員のほか、育児休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が常態

として養育することができる場合における当該職員

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児休業をしている職員が三朝町職員の休日及び休暇に関する条例(昭和四十五年三朝町条例

第八号)第七条の規定による特別休暇(以下「特別休暇」という。)のうち規則で定めるものを承認され、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該特別休暇若しくは出産に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

二 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

三 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第四条 育児休業法第三条第二項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしな

ればその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業の承認の取消事由)

第五条 育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったこととする。

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第六条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間(以下この項において「調整期間」という。)を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日から一年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその職務に復帰するに至った日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

2 前項の規定により給料月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第七条 育児休業法第九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 非常勤職員

二 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

三 前号に掲げる職員のほか、部分休業をしようとする時間において、部分休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(部分休業)

第八条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、一日を通じて二時間(特別休暇のうち規則で定めるものを承認されている職員については、二時間から当該特別休暇の時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、三十分を単位として行うものとする。

第九条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、三朝町職員の給与に関する条例(昭和二十八年三朝町条例第二十五号)第十二条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、三朝町職員の給与に関する条例第十六条第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第十条 第五条の規定は、部分休業について準用する。

(規則への委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。
(育児休業に係る給与等に関する条例の廃止等)
- 2 育児休業に係る給与等に関する条例(昭和五十一年三朝町条例第二十四号)は、廃止する。ただし、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)に基づく育児休業の期間のうちこの条例の施行の日前の期間に係る給与に関する取扱いについては、なお従前の例による。

(育児休業給)

- 3 育児休業法附則第五条第二項に規定する育児休業給(以下「育児休業給」という。)の月額は、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百十四条第三項の規定に基づき算定される掛金の合計額に相当する額とする。
- 4 前項に定めるもののほか、育児休業給の支給に必要事項は、町長が定める。
- 5 職員に育児休業給が支給される間、三朝町職員の給与に関する条例第二条第一項中「及び特殊勤務手当」とあるのは、「特殊勤務手当及び育児休業給」とする。